

記主禪師門下の思想小考

森 本 眞 順

一 現代の論議として

吾々は今こゝに三上人の大遠忌を邀へてゐる、二祖三代の定判大成せる三上人の追恩報恩、洵に痛切なるものを覺える、本誌三上人特輯號に記主禪師門下の考察に就て一考するに當り、先づ現代思潮と淨土宗信仰の吟味より試み、更に記主禪師門下の論議思想を一考して以て追恩の微志に擬し度い、吾々は記主禪師門下の論議に就て論及する積りであるが、必然的に現代の宗意安心に就て、熾烈なる論議の勃興せるを思はざるを得ない、永き傳守の宗史の變遷と、時代文化の進運に伴ふて發生せる自然の現象であらうが、宗門に取つては當に嚴肅なる反省吟味が要請せられ、純正なる淨土宗信仰の確立を期すべき非常時であること云へる。

蓋し記主禪師門下に於ては勿論、宗祖の時代乃至その後に於ても、淨土教の求信求道者は、報土往生と云ふものを全分肯定した上の手續如何が論議された事は、今日のやうに淨土の實在如何、阿彌陀佛歸依如何が論議されるもの、全くその性質を異にしてゐると思ふ、現代人に如何に多くの聖教量を引證しても納得されないし、是認されない所に教化者の惱みがある、或は神秘的に信解さしめ、或は宗旨なるが故に信ぜしめるこいふよりも、更に常識的に信解さしめる熱意と護法心が強調されなくてはならないと思ふ。こゝに吾々の切實な反省考慮が要る、三上人の法續を顧みて一考す

べき所であらう。

思ふに、淨土往生の宗義は淨土宗別立の根本であることは云ふまでもない、宗意は昭然として明く、祖釋は炳として輝つてゐる、然るに最近の宗門信仰の動向を以て、淨土往生の宗意に満足せず、念々往生を談じ、刹那々々の向上發展のみ希願して、所謂未來往生はこれを曖昧に附せんとする傾向の見らるゝのは洵に遺憾である、これでは傳道の興隆も布教の施行あつても、未だ眞の宗法の興隆とはならない、蓋し宗團全體の大いに反省すべき秋である、併し他面より考察するに、これを以て宗義に晦く、邪見熾んなるものとして斥けんとするのは又肯綮を得る所以でもない、眞に深く宗祖の思想、信仰を學ばずして宗意の中心要求に觸れ、宗法の秘鍵を把へたとして倣學唱和することは心すべきである、故にかゝる説の由來を明にし、正宗法の嚮ふ所を瞭かにするのは洵に今時の急務である、宗門の學者も大いに現世思潮の放漫せるを憤り、宗法は萬代不易也、宗義は二祖三代に定判す、かゝる異義は徒に現代に追隨謳歌するものゝ斥けらるゝであらう、教家は須く時代の先驅であるべき筈なるも、多く時代に引づられて行くのは憫むべき状態である、時代を指導するのは時代に隔離することではない、故に不易の宗法に口を藉て現代の要求に基く思潮を解決せないのは、決して教家の本務に忠なるものではないと思ふ。

現代思潮も云ふべき現實中心の思潮は何も最近のみの傾向ではない、早く宗祖の門下に於て、更に記主門下に於て喧論せられし平生業成論は正にそれであり、或は心具即生説云云も云ふ主張もこれに關連する所のものである、その中心も云ふべきものは、穢身此土にあつて、既に極樂華上の人とするか、臨終の夕この穢身を捨て、始めて往生を得るか、ここで、往生の業事成辨が平生に通ずるか否かの論である、故に未來淨土往生を曖昧にするものではない、更にその後を考慮せられるものゝし著目すべきものは、有相を去て無相を強調し、或は實成彌陀より本覺彌陀を強調し、特に

淨土を己心此土に求めんことを傾向が看取せられるのは淨土宗義史上、是れ淨土教を聖道化せんことを、洵に理路に迷ひ聖道の妄説として破斥すべきものであること勿論である、併し現代の可成真摯なる思想運動には相當優秀な宗乘の反省考慮すべきものがあるのは十分認めなければならない。二三の點を擧示する。

(1) 宗教信仰は現實的のものであること。即ち宗教信仰は單に過去の教義思辨史實のみでは、未だ吾人の信仰宗教すべきではない、現代は人生の現實に力あるものを求むべきである、これは獨り社會の民衆の要求あるのみでなく、能化の各人も現代人である以上、この現實の要求を離れることは不可能である、淨土教の厭穢欣淨を説き、未來往生のみを談じ、人生の現實を蔑視するのは過去であつて現代の宗教ではない、淨土教は飽くまで時機相應であつて、須らく能所共に著しく求むる所の教旨を尊重すべきであるといふので、信仰の生活により念々向上するに在りといふのがその主張である。

(2) 未來往生は信じ難いこと。未來の存在や極樂の莊嚴の確信し難いのは衷心の苦痛である、現代の向上に信仰の必要なることは、安心して説くことが出来るといふ、この言分に於ても、その根柢に眞實ならんことを點では同情すべきものがあるが、他面二三の反省するものがあることを信ずる。

第一には未來淨土の存在は理に事々に於て必然である、現實穢土の信念は永遠の向上を生み未來淨土の信念となり、現實に満足して未來淨土を沒了せんことを、大法を小化するものと云はねばならない、如何にしても未來淨土の信仰薄弱であることは、淨土教の根柢を破壊するものである、宗祖の傳歴思想の吾人に物語る如く、與へられた問題に對して分析綜合して、之を組織して信する解信よりも、最初から絶對者の教を信仰する信仰が勝れてゐることを誠へられた事は、絶對の眞理であるといふべき最後の結果に到達せしめる次第である、吾人はかゝる想到よりして、宗祖門下并

に記主門下の考察に於て、思想的にある考慮すべき消息を看取することが出来ると思ふ。記主門下の考察の場合、當時の一大論議の展開する状態を見るに關連して、宗義史上思想的に前言すべきものがあるのを覺ゆる。

二 宗史上第一の論議として

我が初期宗團の宗義史上に於ける、著目すべき二つの宗意論議が數へられたる、第一は宗祖門下の論議であり、その第二は記主禪師門下のそれである云へる。宗祖の滅後、その門下に於て宗意上異論粉々として異說混亂を招來した事は洵に偉大なる宗祖の思想信仰を知悉する者の驚異も疑問も感ずるであらう、宗祖門下としては、勅傳第四十三より第四十八に渡り、信空以下十數人を擧げ、七箇條起請文には百八十餘人を記録してゐる、又私聚百因緣集第七には、幸西以下聖光、隆寛、證空、長西の五人を擧げて上足となし、凝然の淨土源流章には、

「源空大徳門人非」各掲淨教互恣弘通俱立門葉横豎傳燈（淨全一五卷五九一頁）

こいふて、幸西、隆寛、證空、聖光、信空、行空、長西等の七師を掲げてゐる、又觀經玄義分秘鈔第一には、幸西、隆寛、聖光、證空の四流を擧げ、淨土傳統總系譜には、聖光、證空、隆寛、長西の四流を擧げ、法水分流記には九流、三國佛祖傳集には十五流を擧げてゐる等、勿論それらは十分吟味を要する事であるが、大體に於て、幸西、隆寛、證空、聖光、長西の五師がその上足であり、且つ思想的にも論議すべきものがあつたことが知らるゝ。而してその中心の論議は現時のその如くでなく、その主要なる中心題目は本願念佛の選擇といふことであつた、本願念佛は何であるか、その本願念佛は果して口稱念佛のみであらうか、經の説く所による諸行も亦往生行にある、その關係を如何に施釋するか、或は又念佛往生は信心にて決定するか、行業にて決定するか、若し行門爲本であるかすれば、一念か多念かな

の理解、信解の規定にあつた事は宗史上の語る所であり、今日の問題も根本的に相違する所の論難であつた、吾人は今此に今日の事實問題を擧示すべきを痛感するが、その一資料として記主禪師の思潮を概観して見ることにする、それに關連して先づ一言すべきは、宗祖門下の思想規定であらうと思ふが、一體宗祖門下の規定も十分検討し盡されてゐることは思はんが、何故に早く宗祖の御在世に於てさへ、皆師自立、異端異解を生じたであらうここに一種の疑問を抱くのである、洵に宗祖の御述懐を拜誦しても、想像以上のものがあつた事を思はさるのである。

思ふに宗祖の不世出なる、古今稀なる偉大なる宗教人であられた法然上人の思想には、門下の面々が思考し相承したる強調する思想の考慮される由漸があつた事は思惟さるゝ。即ち起行も安心も、念佛も戒行も、何れの着眼點にも立脚せる論證が擧示されるであらうことを首肯するものである。故にそれ等の數多の門弟達が時代思潮を考慮しての、宗祖の眞精神把持としての主張にはある止むを得ざる事情が許さるゝと思ふ。且つそれ等の人師の先學せる思想教學に感化影響されて、自然にその先入の思想に條件付られた結果としてある相違點を發見するに至つたのであらうと思ふ。この事は相承の上に立つ淨土教宗義の眺觀に於て注意を要するものと思ふ。この事實は、宗祖の門下の證空等の數人を擧示しても瞭なる如く、當然の思想の経過として、初期の淨土宗史の論義の由漸であり、更に引いてはやがて又記主門下の思想傾向を眺觀する時、吾人は第二の宗論義であることを指摘して置く。

三 宗史上第二の論議として

今日の論義として今日宗門に喧しく唱へられてあるものは、宗門信仰の死活にも關する問題と説明されるが、將來益々宗義的には困難な問題として、宗門に提供されるが、此を宗祖當時若しくは記主禪師の門下の思想を吟味する時に比

して見るに、洵に容易に片付くものであることは言ふまでもない、要は念佛往生の中心題目に就ての否定的論義は見られず、その肯定の上の業成は如何、安心相は如何等がその論義の中心であつた、併し當時に於ては、此の論義も眞摯に考究された跡を見る、それに就てこゝで消息を概観して見よう、當時の史的考證吟味を運べは、複雑なる往復論義あり、宗門を刺戟してゐた事は今日の想像を許さない事は史實の語る所である、その闡明すべき中心議題は宗旨の本領正統の瞭かにして諸師が相承的權威を誇んごする意圖であらう、此の事は宗祖門下に於て、二祖門下に於て強調されてゐる、記主禪師も慈心、禮阿の請を容れて宗旨の正義を論明せんごして、諸師の異議を一々指摘し、二祖の正徹に相對して是非を決斷された、即ち二十四箇條論明の東宗要五卷はそれであるこゝ言を俟たず、又二祖上人が元祖に隨順して聽聞せる法語を記主禪師筆録して六卷ごし、且つ禪師自ら裏書二卷を製して白箴寂惠上人に授けてゐられる、即ち西宗要にして、文中八十の論題を掲げ、前者ご併せて都合百四題に及んでゐる、又一念義あり、祖承を障碍せるを以て、念佛名義集(淨全十卷)及名目問答(淨全十)を作り、八十六箇の難を擧示して一念義を破斥してゐられるが如きがそれである。かくして此等の論義が記主禪師門下に於て第二の論義ごして如何に展開したであらうか、記主門下ごは所謂六派である、周知の如く門下に就ては總系譜に門下ごして寂惠、性心、尊觀、道光、禮阿、慈心、道忠、如一等を筆頭ごし二十七人の數多輩出してゐる。中に就て白箴流の寂惠上人、藤田派の性眞、名越派の尊觀、三條派の道光、一條派の禮阿、木幡派の慈心ごして宗史上、記主門下の六派ご稱せられてゐる、前三者は關東の三派、後三者は京都の三派ご云ふ。此の六哲を略して擧示既觀すれば、

一、藤田性眞(心)の傳は淨統略讚、淨土血脈論、傳統總系譜等に出で、初め天台の學侶ご成り、後記主上人關東下向の砌より、隨從して淨土法門を傳授されてゐる、藤田流、水沼義ご云ふ、正應年中下總猿島郡藤田庄岩井に高勝寺を建

て所傳を弘宣されてゐる、その門下に持阿（諱は良心）あり、性眞に歸投して剃髮し、弘安六年更に尊觀に謁して宗義を學習し、同九年上洛して記主禪師に隨從してゐる、手印譜を性眞に稟け、所製の章疏甚だ多く、門下に持名あり、持阿文の亂を飾て世に弘めてゐる、阿師が指名して有人（糶鈔の隨所に見る）と言はれてゐるのは正しく持名に當るのである、而して多く阿師の指摘は藤田流にあり、餘流に通ずるものも間々ある、それは藤田流の師資の間に祖承に背くものがあつたのである、かの口決鈔に多く擧示して破斥してあるが、口決鈔にはある「遺弟」を指し、糶鈔及び直隸には「有人」を云ふ、即ち糶鈔第十二（淨全三卷二九一頁等）同第十四（三卷三三〇頁等）等に「有人云先師持阿等」云々がある、思ふに、糶鈔の一部始終總じて藤田流を指し、別しては持名を指すことは注意すべきである、暹澤鈔には有云と言ふてある、然るに此の一派は昔時可成門葉が榮え、所住の寺院も甚だ多かつた事が諸の系譜に見える、後には寺院も僧侶も白旗派并に名越派に歸屬してゐる。性眞所創の高勝寺、持阿所建の無量寺も自然に白旗派の所住となり、遂に門流は衰滅した、併し持阿の記述せる文献は、傳通記受訣鈔十八卷以下可成殘てゐるやうである。

二、名越尊觀（良辨）の傳歴は、鎮流祖傳第三、淨統略讚、淨土血脈論等に出で三十餘年記主禪師に隨從して眞宗旨を學得し、鎌倉善導寺に留住して、所學の法を弘傳してゐる、門人甚だ多く、慈觀、惠觀、明心等がその代表である、明心の法嗣に妙觀（良山）あり、妙觀の資に聖觀（良天）あり、その門下に良榮あつて、大澤圓通寺の開山となる、その章疏甚だ多く、名越一流の中興を成る、その他は具に諸系譜、血脈論に擧示する如くである、然るに名越の一流は尊觀を初めとして門人多く異義を唱へてゐる、是れ記主禪師浩澗の著作をもつて三代の定判を確定せられたが、業事成辨、一念多念等の審議十分ならざるものありしを以て門人の間に疑義を生ずるに至つた、此に於て尊觀の義に對して白旗寂惠は初め下總國舟木の稱名寺に於て、口傳鈔を作て相傳の正義を顯彰さる、これに對し、尊觀却て批難を加へて相傳に非

すこ斥けらる、白旗止むを得ず淨土述聞鈔を作て之を通釋された、然るに末弟良榮尙ほ正理に伏することなく、妄に破釋を設けて對難した事は宗史の物語る所である、この論難こそ六派の門下の思想の中心論議なるを以て更に後に一言するここにする。

三、白旗寂惠上人の傳歴は鎮流祖傳第二、述聞制文、淨統略讚、法水分流記、淨土傳統總系譜等に出で、少くして記主禪師の門に入り、鎮西一家の玄蘊稟承遺す所なく、歷祖の正脉特にその粹を得、遂に光明寺第二世となる、所述する書數多し、門葉も亦大に榮え、定惠上人、蓮勝上人等を以て上首とす、定惠は良譽といふ、吾が一家の譽號は此の師より初まる、其の權輿は定惠が寂惠の附屬を受て光明寺第三世となる、同法に惠光といふものあり、之を見て大に嫉視し、小田原の國主と相談し、藤澤の遊行道場に住して法儀を改易し、上長老より下沙彌に至るまで、悉く阿彌陀の號を授く、定惠密に之を傳聞して曰く、

「我宗受_三阿彌陀勝號一局_二于辨然兩師之高徳_一余者不得稱、彼等妄授_三受尊號_二似_三大過慢_一」云々（述聞口決本末講錄上）
と云ふてある、吾が門弟も若し心行相續の人があれば、則ちその嘉號を與ふべし、所謂「佛說念佛行人讚_三芬陀利華_二」
とあり、導師は芬陀利華の五徳を以て、念佛の行人に五種の嘉譽あることを釋してゐる、故に自分已後譽號を授くべし
とて自ら良譽と稱せられたと言ふ、問師は定惠上人の室に入て宗戒兩脉を稟承し亦了譽と稱せられた、故に譽號は辨
然寂の三代には勿論なく又蓮勝にもなく、宗門の末弟が此の譽號を受くることは元來了譽、西譽の法孫なるが故であ
る。又寂惠上人が宗義の正統を繼承して、若くして宗法の附屬者となられた事は、附法の上に於て著目すべき事柄で後
に更に略述するが、良榮の十六疑問答見聞の説に依て動かすことが出来ない。

次に京都の三派とは、

四、三條道光廣濟は、(了惠)、所居に約して望西樓と云ひ、又蓮華堂と稱す、その傳歴は鎮流祖傳第三、淨統略讚、傳燈總系譜等に出で、初め叡山の尊意に従て顯密を研覈し、後記主に師事して淨土教を練行し、三條悟眞寺に於て稟承を弘宣す、人稱して三條流と云ふ、然るにその所立に頗る師承に相違する所があると言はれてある、即ち心具不生説と安心起行の業成等である、その業成は正しく、名越白旗の二流思想に跨るものと言へる、即ち道光の選擇大綱鈔に、

問、三心具足稱名不レ論、平生臨終、一念業成耶、答本願云「乃至十念若不生者不取正覺」、又云「然彌陀世尊本發深重誓願、以光明名號攝化十方、但使信心求念上盡一形、下至十聲一聲等、以佛願力、易得往生」

依此等文、不レ論、平生及以臨終、一念業成、臨終一念既以業成平生一念不レ然耶、如黑谷云「平生念佛臨終念佛有何替目、平生念佛之死者成臨終念佛、臨終念佛之延者成平生念佛也、但就之有可分別也、臨終念佛、一念業成、即便死、故定得往生、平生一念業雖即成、後惡若積而不念佛、者後惡可抑、前善感果之力用也、故二河釋云「火焰常燒道者即喻瞋嫌心燒功德之法財、故有上盡一形之願、亦有隨犯隨懺之釋、以是義、故專約行體業成功能、信取一念、屢思、善惡更互相滅、一行勵一形、斯乃往生之秘術也(淨金八卷五五頁)」

と言へるのがそれである、その門葉甚だ少く、總系譜、血脉論等に依るに、僅に萬阿、如眞、禪觀の三師があり、法水分流記には了忠以下の六人の門弟を掲げてゐる、何れにしても數代に過ぎなかつたやうである。

五、一條派禪阿の傳歴は、鎮流祖傳第三、淨統略讚、傳燈總系譜、等に出で、諱は然空、初め叡ふの永存に従て天臺教學を習得し、後記主を師として淨土教に通曉す、京都仁和寺の西谷に住して師承を光揚す、又口決鈔に「法光月院」と稱し、良榮は疑鈔見聞中法佛光寺と稱してゐる、後一條清淨院の第四世と成り門人四五人あり、中に就て向阿上人は和文體を以て宗典釋を暢意しその益する所は今も夥し、夫等を吟味するに安心起行の宗義旨多分に白旗流に同じである、

故に禮阿は常に望西樓と諍論してゐるのである。

六、木幡派慈心良空の傳歴は鎮流祖傳第三、法水分流記、傳燈總系譜等に出で、記主禪師の愛弟として眞訣を受け、宇治木幡に弘教す、彼處に寺を開き、所謂尊勝寺（今の願行寺口決鈔下には高勝寺に謂ふ）地藏寺、阿彌陀寺、道樂寺、地藏院等を開かる、慈心は洵にその名の語る如く、正直にして慈悲心があるから異議を言はない人である、記主も「淨土の法器は其の意正直にして慈悲心ある以て法器とすべし、」（本末口決講錄）又曰く「吾が門弟中慈心悉く吾が義を知れり、」（同上）「縦ひ人請すも雖も、異義を言ふべからず、」（同上）と云ふてあるのを見ても分る所である、又了惠、乘圓の兩師も俱に座下に在て最も此の語を聞いた傳へてゐる。後三祖上人の正統附法の意志があるのを知り、授與の傳衣を返却したと傳へられてゐる。（十六疑問答第一）故にその人格並に消息を窺ひ得られると思ふ。

以上の六流の中、慈心の一派は全く白旗派に同じ、故に慈心に授けられし狀を白旗に授けられてゐる、禮阿の一派も多く白旗に同じ、望西は多く異にして名越に同じきものが多い、故に淨土述聞鈔の前十箇條は名越に相對してある、又口決鈔には更に藤田一派を擧示して之を破し、追加の十一箇條は他流を破してある、故に寂惠の述聞に現はれてゐるのは、正しく宗史上第二の論議と云ふべきである。（頌義第二十四卷等に詳述）

四 白旗相傳説としての史的根據

此の六派の所依の疏を吟味するに、

白旗及び名越は何れも報夢鈔に由るが、中に於て再治、未再治本あり、かの傳通記及び決疑鈔の如きは再治數度に及び義理文に契合する、白旗は弘安の極再治本に依て未再治本を會してゐる、然るに名越等は、未再治本及び再治本に

依る、未再治本に三品あり、

(1) 福岡鈔、最初下總福岡に於て之を作らる十卷本で行觀房等に用ひられる。

(2) 二十五帳、福岡鈔の下地として康元二年書初られる。

(3) 淺略抄、五帳あり文永頃の述作なり。

此の三品建治年中再治して所謂傳通記と名付らるゝ。(名越・藤田所依の本なり)更に復記主禪師在京の砌、嵯峨の大覺寺に於て、重ねて傳通記と決疑鈔とを再治された。(是弘安の極再治本、白旗の書寫せるもので光明寺に在り)更に關東下向の時少々添則されたものこそ寂惠白旗流の所依本である、更に西宗要口筆及び初重往生記は餘人に傳はらず、唯白旗一流に局れるものである。(名越に宗要口筆を練磨義と云ふのは無相傳の故なり、望西等に未だ彼の鈔の引用を見ず)、現行の略鈔は(記主六十四歳の時、高野の敬忍房の爲めに之を書せらる、故に敬忍房の抄と云ふ、又一處に要阿の請に酬ふて後時之を造るとも云ふ)諸師の引用を見ないが、傳通記を明かにする爲には最要である。

更に口傳鈔の緣起を見るに、記主禪師六十二年の正和二年頃、下總國海上郡船木村の中務禪門(氏族系譜未詳)の請に依り、彼處に下向して稱名寺に住すること三ヶ年、その間毎日談義を施行され、自門の異義として、良辨、性眞の關東の異義、道光、禮阿の京都の異義を出し、中に就て、口傳肝心の斥る所は多く尊觀にあり、更に餘者を斥るために別に十ヶ條を擧示して追加してある、特に尊觀の義を難じて相傳の自義を述べてゐる。即ち

「尊觀自稱云予久從先師委稟法門云々、此師三十有餘年隨從然阿上人委被開化人也、但其意非實直故白旗加實責也弟子南無佛未知其傳云々(本末口傳講錄上卷)」

こある如く、尊觀の直弟南無阿彌陀佛に見せらる、即ち書寫して尊觀の許に送る、尊觀之を披見して一卷の釋、十六ヶ條

疑問答を作り、盛蓮房（初め尊觀に仕へ後記主に承く）をして之を見せしめらるゝ、盛蓮房即ち寂惠の見參に入れることを勧められ先師に奉見せらる、かくて寂惠上人も亦淨土述開鈔一卷を製して、名越の無傳推義を主張して、白旗義に對して誣妄の言を弄したものを慨歎し、白旗の三代相承の正義たる事實を佛天に誓はれたものである。即ち同講録上卷に、

「尊觀自ら證して云く、數十年修學すこ、是れ豈に捨て置かざるの證に非ざらんや、又予に與へ玉ふ狀に云く、此の義勢に違皆する者は當流の義に非ず、愚身に相傳の義の外は當流に非ざるべきの條顯然なるか、尊觀云く慈心は予が弟子也、慈心は記主一室の同宿受學するこ三年也、何ぞその間尊觀を以て師匠させしや慈心が先師記主の自屬の狀を帶びながらさうして捨て置かる、仁を以て師匠の義を存するであらう、旁々洵に不審である、又慈心師弟の約をなすこ雖も、尊觀已下、先師棄て置かるゝの條は遁れ難き者である、又先師上洛の時、尊觀以下頻りに相承の狀を乞ふに、記主之を許されず、時に寂惠は尊觀を以て素意を得ずこ雖も、形式的にも相承せしめられ度く申し乞ひし狀を乞ひ與へられてある。」云々

要するに尊觀の所帶する記主禪師の狀に寂惠上人の所持さるゝ記主自筆の狀を校合する時、其の文章の體を以て、師の本意をすべき事は自ら瞭かである、而るに尊觀は素意を得ずこ雖も「我は鎮西の嫡流也、自證するの間、鎮西の義は唯だ尊觀にありこ、この事は人々も欲したが、記主の許さるゝ所こならず、且つ先師の義を尊觀の義に相違する者が可成ある。」云々

こあり、更に同書の連文に

「若し寂惠構へ申し候はゞ、上は梵天、帝釋、下は閻魔太王、日本の諸神、山王七社等、惣じては釋迦大師、彌陀善逝、觀音勢至、一切の聖衆の御罰、良曉の現當に於て蒙るべきものこすこ自言せられてある、時に正中二年三月十五

日、寂惠七十三歳の時なり。」

又定惠は制文に付する書に曰く、

「此述聞制文者先師爲レ除、遺弟疑慮、被書置所也先師加判之本、所レ授聖滿、良順也、康安元年八月三十日、桑門良譽六十六歳在判」

とある、此の誓文は口傳鈔に後るゝこゝ十一年也、文中悉く尊觀の相傳を得ずと明してある、又尊觀は然阿禪師の御意を得ず、故に附屬を許し玉はない、寂惠上人は素意を得るが故に附屬遺書一ではない。所謂、

(1) 弘安九年八月受傳九條袈裟、松影之硯讓與。

(2) 九月六日爾書云、源空上人、辨阿上人、良忠三代相傳事、世間無其隱、皆以所レ應可レ依之授、釋寂惠已畢、然則早三代之義勢可被弘通之狀如レ件、弘安九年九月六日、右手印、左手印、

(3) 同年十一月七日爾書曰、淨土布薩一乘戒源空上人、辨阿上人、良忠三代相傳之義、世間無其隱、依レ爲レ釋寂惠法器之仁、悉授之畢、任早三代之義勢可被弘通之狀如レ件、良忠判、

(4) 同十年六月遺書六、愚老製作傳通記以下釋等、關東下向已後少々令添削之畢、一流碩德寂惠重傳受畢、門弟中令違背此義勢者非相傳之義、此外明王院相傳釋論十卷以鈔物令傳受畢、弘安十年六日、良忠御在判」(天照山什物)

五 白箴相傳説の思想的根據

名越を中心としての白箴相傳説を吟味するに、正和三年十一月寂惠上人の著はせる口傳鈔を見て淨土十六箇條疑問答に舉示、名越の一念業成説を主張し論難をして曰く、

第一問、三心具足念佛者、自初一念即成往生業乎、答此義當流鈔記中似有兩義、謂一不論念數多少一悉成往生業、二隨機根淺深業一成有遲速、予雖久從先師一悉稟法門、但傳一念業成一義未聞多念業成一先出合文一次會違文初出合文二者此有八箇文。

一、先師自筆云、有云於三心具足之念佛上機即成往生業下機下爾念佛功德運心年久成往生業此義云何、答先師云若人具足三心不論念數多少不論時節久近其念佛悉成往生業、經云「具三心者必生彼國」、釋云「願行既成若不生者無有是處」然今雖具三心於下機一念十念即不可成往生業之義曾無所聞、若如今義下機已發三心一纔一念十念即命終可往生耶否、若不往生有三心具足念佛不往生之失、若許往生此亦不然非重淨心一非恒所造由何得往生乎、予昔於先師所唯聞不論上機下機不擇一念十念三心具足念佛悉得往生、凡如斯等事信相傳義可會違文何求違文一改先師義一乎。

二、淺略鈔云下機不乘生因願一者往生行難成望下機發念佛生因願酬此願微少念佛直成生因也、云々

三、黑谷上人示禪勝房云一念阿彌陀佛擬置一度往生而所發本願也、是故十念十度生功德也、

四、又云一念思爲不定念念念佛即不信念佛也、其故阿彌陀佛乃以一念擬置一度往生發願念念即成往生業一也。

五、傳通記六云佛本願難思妙術不簡逆惡一念十念成往生因。

六、論註記三云問三心具足念佛與業事成辨念佛爲同爲異、答大旨不異先師上人不分同異。

七、要集鈔云三心具足念佛行皆是決定往生云業者成辨。

八、宗要云有云三心外業事成辨時往生決定也、今云如此義誠心具足人可有往生類若爾者違三心者必生彼國文、已上八處文證如斯則知黑谷鎮西先師三代上人所傳念佛即是本願故一念稱之必成往生業也、又既三心具足當體

蒙攝取若得光益何疑業成乎。(淨全十一卷六六頁)

こある。

是れ洵に記主門下の六派比較研究、特に白旛名越の中心論争である一念業成の瞭示たる名越の重要主張云へる。

寂惠は、三代相承の正統を示さんが爲に十六箇條疑問答を應酬せられた淨土述聞鈔に尊觀の義を破して曰く、

「先會道理難者設雖依本願成往生業機有強弱者願力加於可加故不可云皆一念成爰以定記云、故佛願力加於可加宗要云縱雖佛力加於可加皆此意也、凡凡夫生淨土雖專由願力而來迎佛感眞化不同報土之上有上下差別是皆於他力成上而論機不同者也、何寄事於本願偏忘機根不同理不可然(淨全十一卷五三二頁)云ふて、

十ヶ條の宗議先師相傳の所以を明し、記主稟承の正義を述べてある。中に就て

尊觀の八箇の難を駁して曰く

第一會自筆狀者彼狀所舉有人義意者謂上機頓成往業下機漸成往業自初一念不成就往生因今破此義言三心具足念佛不論念數多少不簡時節久近悉成往生業引經具三心者必生彼國文釋願行既成若不生者文難破始終不出此趣、相傳意三心具足之念佛雖自初一念悉成往因、而業事成辨位隨機可有前後也、永異彼有人義云業成以前念佛不成就往因然者彼狀不違相傳一也、

第二會淺略鈔者所引文有二初文意望下機發生因願酬此願念佛成生因也、是非所評以此釋爲違文者不達所破故歎能破何當、業成者依業障滅盡故設雖三心具足之初一念有攝取之義往生業障猶相殘難云業成也。

第三四五三文者其言雖多所詮云「十念一念本願行故每念々成」往生業之文也、是全非所論「唯言念々稱名不成就」往生因「仍不」及「會通」。

第六會註記者此註記意問「答三心之上念佛與業成之念佛同異、不云三心具與業成同異、意三具與業成各別上之論」所修念佛勝劣故至「答中一言大旨不異」謂三心業成所修念佛俱本願行故云「不異」而隨行者念力差別念佛功用可有「小異」故云「大旨大旨之言顯少分異、爰以先師自筆直問三心業成同異」答「一向異」今約「行體論」之故置「大言學者可辨」之、爾非難、何況汝云「除和尚之外他師意者可前後成、何引釋註論業事成辨」之記文「可爲一旨之念成立證」哉、

第七會要集鈔者此鈔意三心具足之念佛決定終可業成往生也、所以知者要集引「安樂集」云「但能積念凝思不緣」他事「便業道成辨、本書既約積念凝思釋業道成辨之旨」本書何違之存「三心即業成義」明知今鈔意三心具足之上積念相續終業成云業事成辨也、

第八會宗要文者所引文有云者竹谷義也、彼竟云「三心外業道成辨時往生決定、存具三心念佛往生不定之義、是故引具三心者必生彼國之文」破之也、自流意許「三心具足念佛總決往生」故、永異彼云「業成時初成決定義」仍爲所破也、然云「不成就」一念皆成之證「以上八處文證會通如此」。(淨全十一卷五三二頁)

云ふて、二祖三代の相傳説は、名越の如く三心具の初一念に業事成辦する云ふものを論破して、業成は一念多念臨終平生に通じて隨機不定である事を極力強調し、更に名越に於ては本願の乃至十念は、平生の一念十念に通ずる云ふ主張に對し、十念は臨終に限るゝしてゐる、その他第十八願獨りの本願往生の旨を明し、心行具足の名號を願體とする旨を明す等所謂純正なる傳統相傳の義旨を明めてゐる。即ち二祖三代として祖定せられた宗義も、その微細な點に

渡る種々の明示を缺く三祖教學の問題に於て、後學の指南を瞭示せられてゐる、この事は彼の聖光上人が我が大師釋尊は唯だ法然上人なりと宣言せられ、親鸞聖人が歎異鈔に聖者の化現として、師に欺かれて地獄に墮ちることも悔ひないこと述懐されてある如く、又偉大なる宗教人で在られた法然上人を重視された如く、何より師證を獨尊として歸趣せる消息を思ふと同時に祖證を全分發揮顯彰せられてゐる。即ち師が嘗て、宗祖、二祖、三祖諸祖師の風に倣て、作られた所謂寂惠上人一枚起請文は洵によく師の信條を瞭示してゐる。

「先師良忠にうけたまはり候しは、相承の安心はまことある心にて、疑なく往生せんとおもふを申なり、是もなをはずらはしくば、只助給へと思ふが往生の安心にて候、此のたすけ給へのころのうちに、三心も、四修も、皆こもりて往生するぞ候ひしなり、ころろざしの淺深は人に隨て有るべきなり、いかやうにも、をのれくが分を極て往生すべきなり、我よりも心ざしも淺く、行業もよはからんを見て高慢すべからず、只分々のころろざしをばけまし、念佛を行ぜば十即十生の往益さらに疑ふべからず、此外に別の仔細なく候、是もし虚言に候はゞ、釋迦彌陀の御罰を蒙るべく候、仍誓言如件。」

つたへをくをしへのまゝにたがはずば

ひみつはちすのつゆもむすばん

正和二年二月十五日

良 曉 判